

日頃は一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センターの事業活動をご支援、ご利用頂きありがとうございます。このメールは、センターメールマガジン会員に登録頂いた方に加え、JCII メールマガジン会員に登録頂いた方に送信しています。

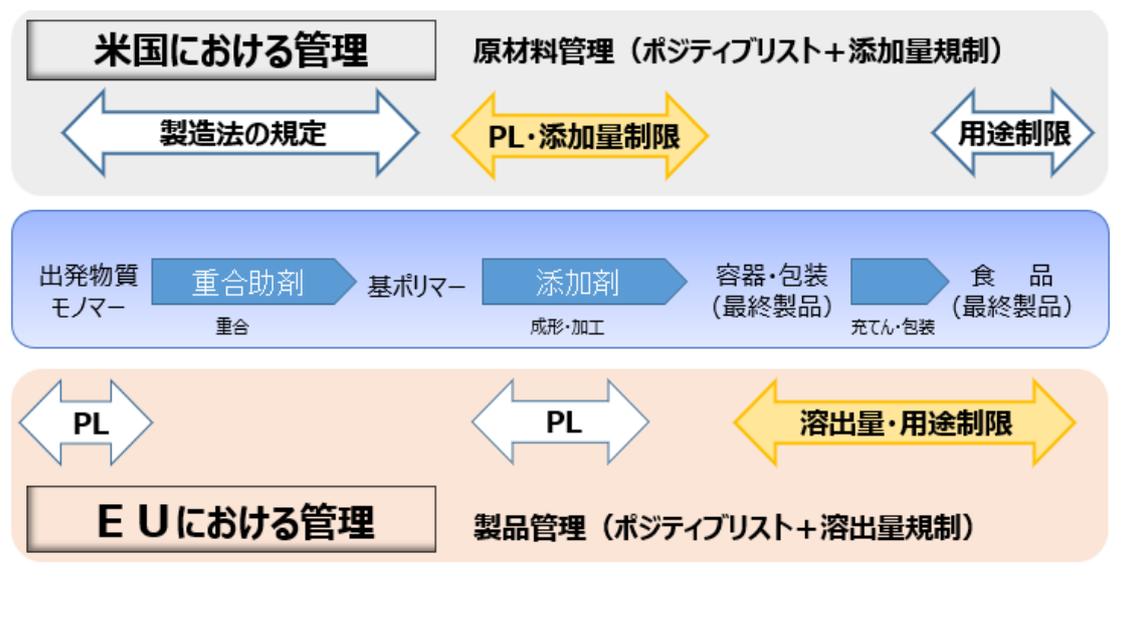
食品接触材料安全センターメールマガジン No.9（2021年2月下旬号）を発行致しました。センターのホームページからダウンロードが可能です。

### ■食品接触材料ポジティブリスト制度解説シリーズ

#### 世界を代表する米国と EU の PL 制度

今回は PL 制度解説シリーズ（全 12 回）の 3 回目です。ここでは世界を代表する米国と EU の PL 制度を解説します。米国の制度は、製造に使用する物質の添加量を規定するもので、一般に添加量規制と呼ばれています。一方 EU の制度は、物質が最終製品から食品に移行する量を規定するもので、一般に移行量規制と呼ばれています。

食品衛生法の枠組みとしては、第 18 条第 3 項にあるように上記 2 つの規制いずれも施行できるようにされていますが、今回施行された PL 制度においては、添加量規制が採用されています。PL 制度検討は最初衛生協議会の自主規格をベースとしたこと、衛生協議会は 50 年前に設立されましたが、そのとき自主規格の参考になった世界を代表する PL 制度は、米国 FDA の制度だけだったことが背景にあります。



■食品接触材料の主要海外法制度概要紹介

オーストラリア・ニュージーランドの法制度

オーストラリア・ニュージーランドにおける食品接触材料の法制度については、オーストラリア基準 AS 2070-1999 に拠り欧米の PL 参照を基本にしている。両国が協同運営するオーストラリア・ニュージーランド食品安全庁 (FSANZ) は、2014 年 6 月～2017 年 2 月食品接触材料の規制見直しに係る提案 P1034「包装材料から食品への化学物質の移行」において、PL 制度導入の是非を議論し 3 つの大きなレポートを作成したが、最終的にはこの提案を abandon (放棄) した。そして食品接触材料の上市前認可や PL 導入は行わず、ひと健康リスクが無視できない点に絞ってフォローするとともに、業界向けガイドライン策定を規制措置案の基本とした。PL 制度導入計画を放棄した背景として、両国の食料自給率が極めて高く (例えばオーストラリアはカロリーベースで 205%)、海外輸出品は欧米の PL ベースとするのが現実的、一方海外輸入品に潜在する自国民への健康リスクは相対的に軽微と判断したと考えられる。

●この概要に対応する法制度の全文については、今後センターHP 会員のページで閲覧することができます。

■お知らせ

器具・容器包装部会議事録公表

2021 年 1 月 14 日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会の議事録が公表されました。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16755.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16755.html)

本部会はオンライン会議で実施され傍聴出来ませんでした。この議事録が審議内容を確認する手がかりとなります。

令和 2 年度国立衛研食品健康影響評価技術研究成果発表会

3 月 3 日 (水) 14:00～15:50 Web 方式で開催され、この中で国立衛研六鹿室長より「合成樹脂製器具・容器包装のリスク評価における溶出試験法に関する研究」が発表されます。

[http://www.fsc.go.jp/chousa/kenkyu/kenkyu\\_happyo/r2\\_kenkyu\\_happyo\\_annai.html](http://www.fsc.go.jp/chousa/kenkyu/kenkyu_happyo/r2_kenkyu_happyo_annai.html)

-----

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

ー JCII の個人情報の取扱いに関しましては、JCII ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 <https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。  
( [info@jhpa.jp](mailto:info@jhpa.jp) )

ー 配信の停止・メールアドレス変更につきましては、お手数ではございますが、件名に【停止希望】又は【メールアドレス変更】とお書き頂き、メールをご返信下さい（メールアドレス記載）。メールアドレス変更につきましては、旧アドレスもあわせてお知らせ下さい。

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センター  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-11-9 イトーピア橋本ビル 7 階  
Tel : 03-5823-5521 e-Mail : [info\\_jcii@jcii.or.jp](mailto:info_jcii@jcii.or.jp)  
URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>